

第2次竹富島地域自然資産地域計画

令和6年8月

沖縄県竹富町

ご挨拶

竹富町は、大自然と個性豊かな伝統文化を併せ持つ 16 の島々で構成されております。

われわれ町民は、これら島々と周辺海域の大自然及び伝統文化を貴重な財産として、未来の子供たちに継承していかなければなりません。また、この財産は、農業と共に本町を支える産業基盤である観光産業に欠かせない資源でもあります。日頃より、多くの観光客の皆様が本町に魅力を感じ、訪れてくださることを光榮に思うと同時に、いつまでも皆様にこの魅力を伝え続けたいと願うばかりです。

一方、本町をとりまく社会情勢は著しく変化しております。その一つが、観光客数の顕著な増加です。それに伴い、貴重な自然環境や住民生活への影響など、様々な問題が表面化しております。

本町には、この大自然と伝統文化を未来の子供たちに受け継ぐと共に、観光客の皆様にも常に享受して頂ける観光資源として保全していく責務があります。しかしながら、我が国の最南端に位置し、16 の島々で構成される島しょ型自治体の本町は、島ごとに異なる様々な課題を抱え持ち、対応を講じる必要があること、町内を移動するにも船舶を利用する必要があることなどから、行政コストは割高となり、町の財政も常に苦しい状況が続いております。

このような状況の中、平成 26 年 6 月に「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（地域自然資産法）」が制定されたことを知り、本町では、全国に先駆けて同法の活用に向けた事業に着手し、令和元年 6 月には「竹富町地域自然環境保全事業及び自然環境トラスト活動に関する条例」を制定しました。島から要請があったこともあり、竹富島を最初の活動事例として検討するため、平成 30 年 9 月に「竹富島地域自然資産協議会」を組織し、様々な議論を重ね、令和元年 8 月には「竹富島地域自然資産地域計画」の策定に至っております。

しかし、その後の新型コロナウイルスの感染拡大による旅行形態の変化や観光産業従事者不足など竹富島を取巻く環境は大きく変化しました。今回の「竹富島地域自然資産地域計画」の見直しに当たっては、これら変化に係わる様々な状況を改めて調査し、協議会及び作業部会での検討と議論を重ねて「第 2 次竹富島地域自然資産地域計画」を策定して頂きました。琉球大学名誉教授の池田孝之委員長及び鳥取大学特任教授の家中茂委員をはじめ委員の皆様のご尽力に、改めて厚く御礼申し上げます。

竹富島においては、法律、本町条例及び第 2 次地域計画に基づく自然環境保全活動をより一層積極的に展開してまいります。活動のために必要な資金は、竹富島にお越しになる皆様からも引き続きご協力を賜り、保全活動は、島民とご協力を頂く皆様との協働で実施してまいります。竹富島での活動を通して、これまで以上に、全国の皆様、世界の皆様に誇れる島づくりを目指します。竹富島をはじめ本町の大自然と伝統文化の保全と継承に、皆様のご理解とご協力、また共に活動して頂くことを切にお願い申し上げます。

令和 6 年 8 月

竹富町長 前泊 正人

はじめに

竹富島は、竹富町の島々の中で石垣市に最も近い距離に位置しており、337人（令和6年（2024）6月末現在）の人々が暮しております。亜熱帯の自然と伝統的なまちなみが特徴の島です。

島の自然やそれらが育んだ文化や景観は、先人たちが自然と深く関わりながら、高い志をもって、知恵や労力を費やし、受け継いできたものです。この想いは、古くから受け継がれる“うつぐみ”（みんなで協力すること）の精神や竹富島憲章に表れており、島の象徴である中心部のまちなみが「伝統的建造物群保存地区」に選定される等に結実しております。

しかしながら、本土復帰後の竹富島をとりまく社会環境は大きく変化しております。最も顕著な変化は、観光客の増加です。竹富島への入域観光客数は、当初においてはコロナ禍の影響があった令和5年でも40万人近くに達しています。これに伴い、島民の生活様式や島内の産業構造の変化も進み、大切な自然と文化の継承が困難になりつつあります。

こうした中、平成26年（2014）6月に「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（地域自然資産法）」が制定されました。この法律は、多くの労力と資金、地域の特性を踏まえたきめ細やかな対応が必要となる自然環境の保全において、公的資金だけではなく、入域料等の民間資金を活用し、自然環境の保全及び持続可能な利用を図ることを目的に制定されたものです。

竹富島はこの情報を受け、竹富町に検討の要望を行い、町当局はこれに応えるかたちで、平成29年（2017）5月に調査事業を立ち上げられました。また、地方公共団体が入域料の收受方法や管理と活動内容を定める地域計画を策定し、事業を実施することを求める地域自然資産法の規定に基づき、地域計画を策定するための「竹富島地域自然資産協議会」を組織されました。委員長は長年の竹富島との関わりから、私が任命されました。当初は、全国初の取組みであることもあり、様々なことが懸念されましたが、島民の熱意と町当局の真摯な対応はもとより、協議会委員各位による熱心な議論、事務局の下支え、環境省等の行政機関のご協力を得て、令和元年に「竹富島地域自然資産地域計画」を策定しております。

その後の5年間においても、新型コロナウイルスの流行と行動規制による観光客の極端な減少、令和5年（2024）5月の感染症5類移行による観光客の再増加と旅行形態の変化といった竹富島を取巻く社会環境が大きく変化しております。「竹富島地域自然資産地域計画」もこの5年の大きな変化を踏まえた新たな時代に適用する地域計画に見直す必要があり、「第2次竹富島地域自然資産地域計画」の策定に至っております。

結びに、島民の皆さんの切願により動き出したこの新たな取組みに対して、竹富町の引き続きの熱心な取り組み・ご支援をお願いするとともに、今後も竹富島の自然環境と文化の保全に寄与することを心より祈念し、他の地域においても重要な先進的モデルとして活用されることを期待いたします。

令和6年（2024）8月
竹富島地域自然資産協議会
委員長 池田 孝之

目 次

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第1章 竹富島の概況 | 1 |
| 1. 竹富島の概況 | 1 |
| 2. 竹富島の自然環境 | 4 |
| (1) 陸域生態系 | 4 |
| (2) 海域・海岸生態系 | 9 |
| 3. 竹富島の現状と課題 | 12 |
| (1) 暮らしの現状 | 12 |
| (2) 観光の現状 | 12 |
| (3) 島の現状と利用の変化 | 12 |
| (4) 竹富島が抱える主な問題点 | 14 |
| 4. 竹富島の自然・島の将来像 | 15 |
| 第2章 地域自然環境保全等事業 | 18 |
| 1. 地域自然環境保全等事業を実施する区域 | 18 |
| 2. 地域自然環境保全等事業の内容 | 19 |
| (1) 目的及び方針 | 19 |
| (2) 実施主体 | 22 |
| (3) 事業の内容 | 22 |
| (4) 合意形成に関する事項 | 27 |
| (5) 自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる活動 | 27 |
| 3. 入域料に関する事項 | 28 |
| (1) 収受の制度 | 28 |
| (2) 入域料の額 | 28 |
| (3) 入域料の収受の主体 | 28 |
| (4) 徴収の対象とする者及び徴収の対象から除外する者 | 28 |
| (5) 収受の方法 | 28 |
| (6) 入域料に関する合意形成に関する事項 | 29 |

| | |
|--|-----------|
| 4. 計画期間 | 30 |
| 5. その他地域自然環境保全等事業の実施に関し必要な事項 | 30 |
| 第3章 自然環境トラスト活動促進事業 | 31 |
| 1. 自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域 | 31 |
| 2. 自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動の内容 | 32 |
| (1) 目的及び方針 | 32 |
| (2) 実施主体 | 32 |
| (3) 土地の取得等に関する事項 | 32 |
| (4) 土地の取得等以外の活動の内容 | 34 |
| (5) 合意形成に関する事項 | 34 |
| (6) 自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる活動 | 34 |
| 3. 自然環境トラスト活動促進事業の内容 | 35 |
| (1) 目的及び方針 | 35 |
| (2) 事業の内容 | 35 |
| 4. 計画期間 | 35 |
| 5. その他自然環境トラスト活動促進事業の実施に関し必要な事項 | 35 |
| ◇事業実施体制 | 36 |
| ◇用語集 | 37 |
| 竹富島地域自然資産協議会委員一覧 | 39 |
| 竹富島地域自然環境保全事業及び自然環境トラスト活動に関する条例 | 40 |

第1章 竹富島の概況

1. 竹富島の概況

竹富島は、琉球列島の最南端八重山郡に属し、石垣島の南西に点在する竹富町の16の島々（有人島9つ、無人島7つ）のうちの1つです。島の面積は5.41km²、外周は9km程の平坦で楕円形の小さな島です。島全域と周辺海域は、西表石垣国立公園に指定されています。

島の中心からやや北西寄りに3つの集落（東集落、西集落、仲筋集落）がまとまって位置しており、335人（令和6年（2024）1月末現在）の人々が暮らしています。その周りを樹林地、農地、保安林、砂浜、イノー（リーフ内側の浅瀬）、ピー（リーフ）が順序よく同心円状に取り囲み、その外側に外海が広がるかたちの特徴的な構造をしています。また、亜熱帯性の気候のもとにあり、隆起サンゴ礁の石灰岩からなる低島で、岩石が多く、水が少ないのが特徴です。

竹富島では、「うつぐみの心」を大切にし、伝統文化を守る島ぐるみの取り組みによって伝承や信仰が色濃く残っています。街並みもよく保存され、石垣とフクギに囲まれた赤瓦の民家、サンゴ礁の白砂を敷いた道路など昔ながらの集落景観を留めており、島の一部は、昭和62年（1987）に、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。令和4年（2022）には、島の全域が景観を保全し守ることを目的とした、景観法に基づく「準景観地区」に指定されています。また、竹富島民はこの大切な資産を守るため、昭和61年（1986）に「竹富島憲章」を独自に制定（平成29年（2017）改定）し、集落の風土、形や習慣、生活文化をきちんと保存し、未来につないでいく努力を続けています。

竹富島は、亜熱帯の大自然を背景に人々の暮らしが育んだ、我が国にとって貴重な二次的自然等が息づく島であると同時に、その魅力を体感しようと多くの人々が訪れる県内および国内有数の観光地にもなっています。

「竹富島憲章」

前文

私たちが、祖先から受け継いだ、まれにみるすぐれた伝統文化と美しい自然環境は、国の重要無形民俗文化財、重要伝統的建造物群、重要文化財として、また国立公園として、島民のみならずわが国にとってもかけがえのない貴重な財産となっている。

私たち竹富人は、無節操な開発、近代化にともなう破壊が島の心までをも蹂躪することを憂い、これを防止してきたが、美しい島、誇るべきふるさとを活力あるものとして後世へと引き継いでいくためにも、あらためて「かしくさや うつぐみどう まさる」の心で島を活かす方を講じなければならない。

私たちは今後とも竹富島の文化と自然を守り、住民のために活かすべく、ここに竹富島住民の総意に基づきこの憲章を制定する。

保存優先の基本理念

竹富島を活かす島づくりは、すぐれた文化と美しさの保存がすべてに優先されることを基本理念として、次の原則を守る。

1. 「売らない」島の土地や家などを島外の者に売ったり、無秩序に貸したりしない。
2. 「汚さない」海や浜辺、集落など島全体を汚さない。また、汚させない。

3. 「乱さない」 集落内、道路、海岸などの美観を、広告、看板、その他のもので乱さない。また、島の風紀を乱させない。
4. 「壊さない」 独特の農村集落景観、美しい自然環境を壊さない。また、壊させない。
5. 「活かす」 伝統的祭事行事を、島民の精神的支柱として、民俗芸能、地場産業を活かし、島の振興を図る。

昭和 61 年（1986）3 月 31 日制定

平成 29 年（2017）3 月 31 日改定

平成 29 年（2017）4 月 1 日 地縁団体法人 竹富公民館



図1 竹富島の位置

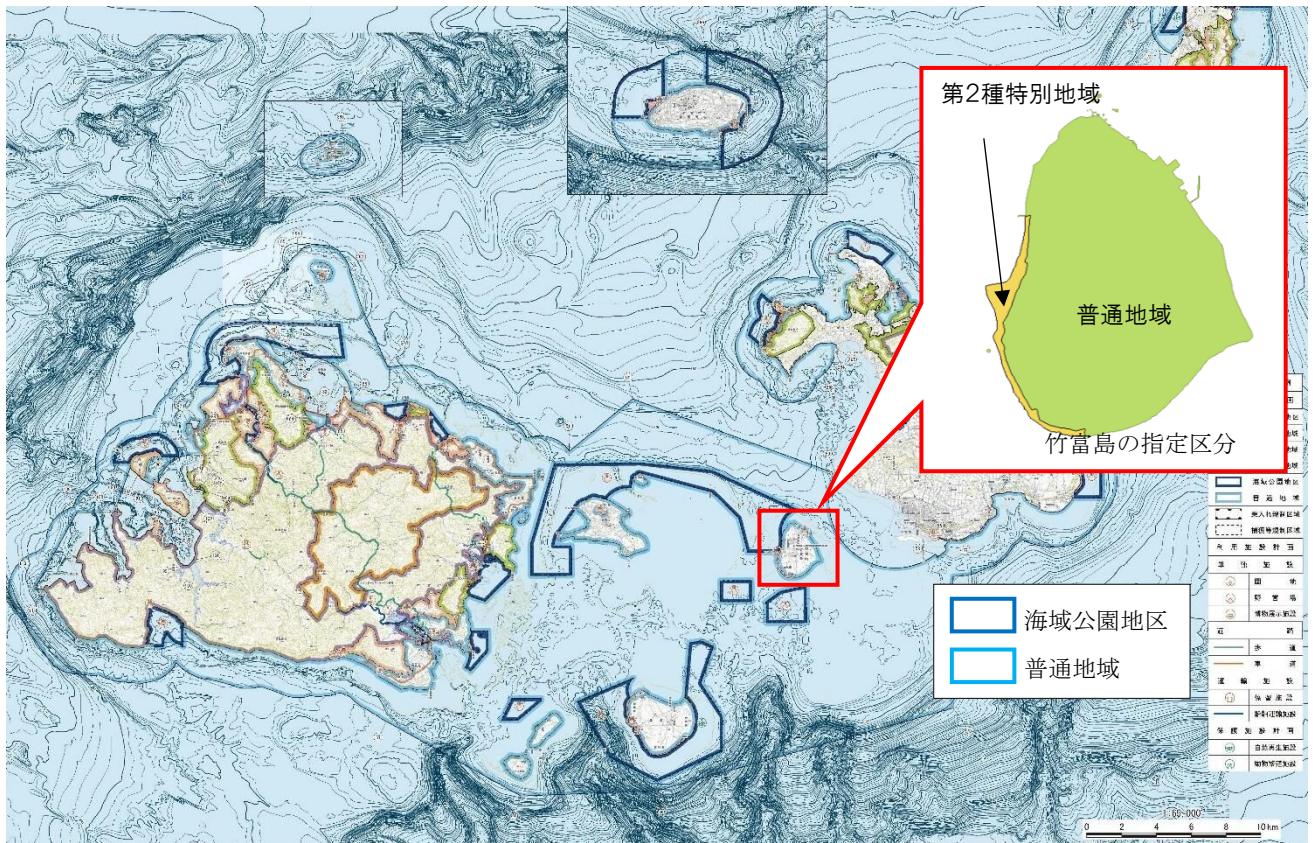


図2 西表石垣国立公園区域図（環境省（令和4年（2022））一部編集）

2. 竹富島の自然環境

(1) 陸域生態系

1) 陸域生態系の特徴

陸域では、リュウキュウコノハズク等の猛禽類や、動物食で様々な生き物を食べるサキシマハブ等を頂点とする生態系が形成されています。それら高次消費者は、鳥類・爬虫類・両生類・甲殻類・昆虫等の様々な動物を捕食しています。これらの動物の生息には、生産者である植物の生育状況と多様性が大きく影響しています。

竹富島の陸域植生は、大きく分けて「防風林」「耕作地」「集落」「御嶽」で構成されており、これら植生は、人々の暮らしや営みによって形成・維持されてきたものです。すなわち、竹富島における陸域生態系の多様性の保全には、「防風林」「耕作地」「集落」「御嶽」における植生の維持管理が重要であると言えます。

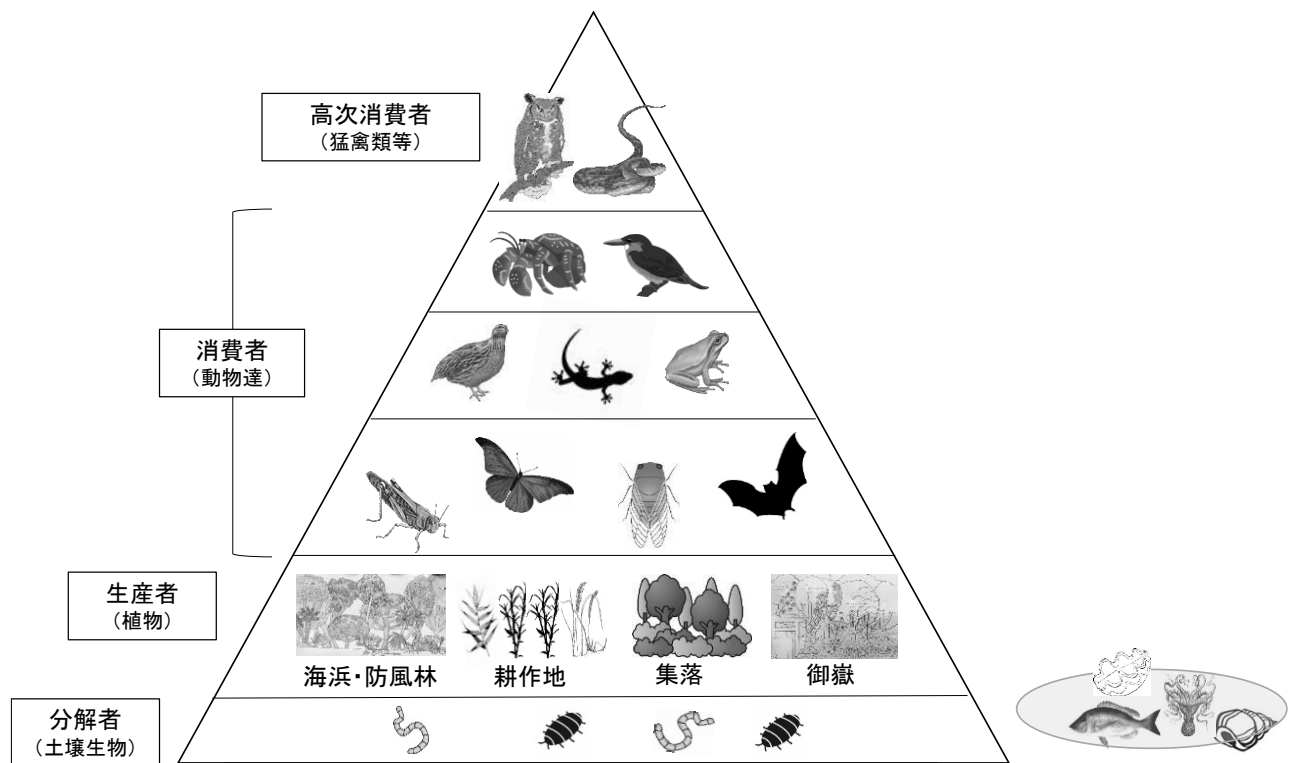


図3 竹富島の生態ピラミッド

(※島民からの聞き取り情報等を基に作成)

2) 植物相の特徴

本土復帰前頃までの御嶽、集落、耕作地、防風林の植生状況と、一般的に見られた代表種や島民の暮らしとの関りが深い植物、及びそれらの生育特性は、以下の通りです。

| | |
|--------------|---|
| 植生状況： | |
| 【御嶽】 | 御嶽は、神聖な領域であることから、大きな改変を受けることなく適度な維持管理の下、昔からの姿が概ね維持されている。 |
| 【集落】 | 集落には、主に屋敷を守るための防風・防火の役割を果たす樹木や食用の樹木、及び屋敷等の建材に用いる樹木が植栽されている。また、石積みや白砂道の脇等で自生する植物も見られる。 |
| 【耕作地】 | 耕作地には、開墾された土地に植栽された樹木が多い。また、耕作地を区画する「アジラ」に自生する植物もある。 |
| 【防風林】 | 防風林は、亜熱帯地方特有の植生を形成している。 |

表 1-1 各区分における植物の代表種や暮らしとの関りが深い植物とその生育特性

【御嶽】

| 代表種 | | 生育特性 |
|-----|------------|--|
| 草本 | クワズイモ | 林床に多い。 |
| | ノアサガオ | 低地の林縁によく生え、他の草木に登り高さ 10m にも達する。 |
| 低木 | クロツグ (マーニ) | 主に石灰岩地の低地～山地の林内や林縁、水際などで見られる。 |
| | トウツルモドキ | 常緑つる性木本。海岸～山地の林縁に生え、よく茂る。 |
| | ハブカズラ | 常緑つる性木本。低地～山地の林内に生え、木の幹や岩壁に登る。 |
| 高木 | オオバギ | 小高木。海岸～山地の林縁や二次林、切り開かれた場所などによく生える。 |
| | ガジュマル | 海岸～山地まで自生し、岩壁や樹上に生えることもある。 |
| | タブノキ | 低地～山地に広く生える。石灰岩地にも多くガジュマルやアカギ等と混生し林を作る。 |
| | テリハボク | 屋敷などの防風林に昔から広く植栽される他、海岸林に点在し、大木になる。 |
| | フクギ | 幹が直立し葉が密集するので、昔から屋敷などの防風、防潮、防火用に多く植栽されている。周辺の林内に拡散した幼木が見られる他、八重山地方の海岸風衝林では自生が見られる。 |

表 1-2 各区分における植物の代表種や暮らしとの関わりが深い植物とその生育特性

【集落】

| 代表種 | | 生育特性 |
|------------|--|---|
| 草本 | ウイキョウ (フェンネル、ニンギリキョウ) | 日当たりのよく、水はけが良い乾燥地気味の土壌を好む。 |
| | 島トウガラシ (一般名) | 水はけが良く、日当たりのよい場所に生育する。 |
| | 野イチゴ (一般名) | 明るい林縁や草地等に生える。 |
| | ホソバワダン (ニガナ) | 海岸の岩場などに生育する。 |
| | ヨモギ (フーチバー) | 全国各地の野原や河川の土手などに自生している。 |
| 低木 | ヒハツモドキ | 常緑つる性木本。民家の堀や林縁に見られる。 |
| 高木 | アコウ | 海岸近くの主に石灰岩地に生える。 |
| | イヌマキ (キャンギ) | 主に山地の林内に点在する。 |
| | バンジロウ (グアバ) | 小高木。道端や人里近い林縁に拡散している。 |
| | クワ | 小高木。主に低地の林縁や道端、原野などによく生える。 |
| | センダン | 海岸～山地の林に生え、特に八重山列島では二次林に多い。 |
| | ヒラミレモン (シークワサー) | 主に石灰岩地の低地～山地の林内に自生する他、各地で栽培される。 |
| | フクギ | 幹が直立し葉が密集するので、昔から屋敷などの防風、防潮、防火用に多く植栽されている。周辺の林内に逸出した幼木が見られる他、八重山地方の海岸風衝林では自生状に見られる。 |
| リュウキュウコクタン | 低地～山地の林内に生えるが、乱伐により大木はほとんど残っていない。植栽から野生化した個体も多い。 | |

表 1-3 各区分における植物の代表種や暮らしとの関わりが深い植物とその生育特性

【耕作地】

| 代表種 | | 生育特性 |
|-------|----------------|---|
| 草本 | オヒシバ (イバン) | 道端や畑に自生する。 |
| | カラムシ (苧麻、ブー) | 原野、人家の付近に多い多年草。 |
| | 島トウガラシ (一般名) | 水はけが良く、日当たりのよい場所。 |
| | チガヤ | 陽当たりの良い原野、山地、路傍、荒地等に生える。 |
| | 野イチゴ (一般名) | 明るい林縁や草地等に生える。 |
| | ボタンボウフウ(長命草) | 海岸線の岩の間などで見られる。 |
| 低木 | ソテツ (シイチ) | 海岸近くの岩場や乾いた斜面に生える。 |
| 高木 | イヌマキ (キャンギ) | 主に山地の林内に点在する。 |
| | ガジュマル | 海岸～山地まで自生し、岩壁や樹上に生える。 |
| | ソウシジュ | 防風用や肥料木として導入され道沿いや集落周辺に広く野生化している。 |
| | デイゴ | 各地で広場や学校によく植栽される他、山地や海岸に拡散した個体もあり、自生が見られる場所もある。 |
| | ハゼノキ | 小高木。低地～山地の林縁や明るい林によく生える。 |
| | バンジロウ (グアバ) | 小高木。道端や人里近い林縁に拡散している。 |
| | モクマオウ | やせ地や砂浜等に広く野生化している。 |
| (農作物) | 麦、粟、豆、芋、サトウキビ等 | 柔らかい土壌で栽培している。 |

表 1-4 各区分における植物の代表種や暮らしとの関わりが深い植物とその生育特性

【防風林】

| 代表種 | | 生育特性 |
|-----|-------------------|--|
| 草本 | イワダレソウ | 日当たりのよい海岸に生える。 |
| | カラムシ（苧麻、ブー） | 原野、人家の付近に多い多年草。 |
| | ゲットウ | 人里の近くの陽地や林縁に野生状に生える。 |
| | グンバイヒルガオ | ハマゴウ等と共に海岸の砂地を広く覆う。 |
| | ハマダイコン | 砂丘の陰や海岸林のへりに生える。多少とも水分や有機質に富む立地を好む。 |
| | ハマオモト（ハマユウ、タビツキヤ） | 主に砂浜、礫地や岩場にも見られる。ハマゴウ、ハマヒルガオなどの群落の後方に位置している。クロマツ林のへりや林内に生育していることも多い。 |
| 低木 | クロツグ（マーニ） | 主に石灰岩地の低地～山地の林内や林縁、水際などで見られる。 |
| | ソテツ（シイチ） | 海岸近くの岩場や乾いた斜面に生える。 |
| | テリハクサトベラ | 海浜の砂地、岩石の間に生育する。 |
| | モンパノキ（シュイキ） | 海岸の砂浜や隆起石灰岩上にクサトベラ等と混じって生える。日当たりと風通しの良い場所を好む。 |
| 高木 | アダン | 海岸の砂地や岩場に生えて帯状の群落をつくり、沿岸部の低山にも見られる。 |
| | ガジュマル | 海岸～山地まで自生し、岩壁や樹上に生えることもある。 |
| | ソウシジュ | 防風用や肥料木として導入され、道沿いや集落周辺に広く野生化している。 |
| | テリハボク | 屋敷などの防風林に昔から広く植栽される他、海岸林に点在し、大木になる。 |
| | ハスノハギリ（トーナチ） | 海岸にしばしば群落をつくるほか、防潮用に植栽されることも多い。 |
| | ビロウ（クバ） | 海岸に近い乾いた斜面に自生する。 |

※代表種については、長年、竹富島に居住する島民へのヒアリングによる情報等を記載している。

3) 動物相の特徴

前記の植物相に支えられ、本土復帰前頃までに一般的に見られた動物の代表種とそれらの生息環境等は、以下の通りです。

なお、植物相の変化と共に、現在の竹富島ではこれら動物種が見られにくくなってきています。

表2 本土復帰前頃までに竹富島で一般的に見られた動物とその生息環境等

| | 代表種 | 生息環境 | 捕食生物 |
|-----|---|--|--|
| 鳥類 | <猛禽類> リュウキュウアオバズク、 リュウキュウコノハズク | ・樹洞を形成する樹木（主に広葉樹）、大木等 | 昆虫、小鳥や小型哺乳類 |
| | <その他鳥類> アカショウビン | ・樹洞を形成する樹木、大木等 | 爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、貝類、昆虫類等 |
| | アオバト、ウズラ、キンバト、サギ、ズアカアオバト、チドリ、ヒバリ、ヒヨドリ、メジロ | ・明るい森林 ・林 ・水辺、干潟、草むら、農耕地 ・小枝、葉、根（巣づくり） | |
| 哺乳類 | ヤエヤマオオコウモリ、ヤエヤマキクガシラコウモリ | ・常緑広葉樹林 | 果実、植物の葉、花蜜等 |
| | ネズミ類 | ・水辺、干潟、草むら、農耕地、屋敷 | 雑食 |
| 爬虫類 | サキシマハブ、サキシママダラ | ・森林、草むら、水辺、農耕地 | 小型の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類 |
| | イシガキトカゲ、キシノウエトカゲ、ホオグロヤモリ、ミナミヤモリ | ・水辺、海岸、草むら、農耕地 ・カニ等が作った穴や石・木等の根元の穴 ・日陰 ・水分が多く湿度の高い場所 ・岩の割れ目等の隠れる空間 等 | 昆虫、多足類、甲殻類、小型のカエル、小型爬虫類（ヤモリの幼体等）、小動物の死骸、鱗翅目、双翅目、幼虫、甲虫目、セミ類、クモ類、植物の葉、果実 |
| 両生類 | サキシマアマガエル、ヒメアマガエル | イシガキトカゲ等の爬虫類と同じ | イシガキトカゲ等の爬虫類と同じ |
| 甲殻類 | ヤシガニ、ヤドカリ類 | イシガキトカゲ等の爬虫類と同じ | イシガキトカゲ等の爬虫類と同じ |
| 昆虫類 | 蛾類、コオロギ類、セミ類、バッタ類、蝶類（ツマベニチョウ、カバマダラ等） | ・森林、田畑、草むら、水辺周辺の草むら ・柔らかい土 ・草地や石の下、穴等の隠れる空間 | 昆虫類、昆虫の幼虫、ミミズ等の土壌生物、植物、植物の根、樹液、花の蜜、腐った果実 等 |

※代表種については、長年、竹富島に居住する島民へのヒアリングによる情報を記載している。

(2) 海域・海岸生態系

1) 海域・海岸生態系の特徴

竹富島の周辺海域は、日本で最大規模のサンゴ礁である石西礁湖が広がり、360 種以上に及ぶ豊富な種類の造礁サンゴが確認されている世界的にも貴重なサンゴ礁の1つです。

島の全域及び周辺海域が西表石垣国立公園に指定されており、北西部の海域は、サンゴ群集が高被度に発達し多様なサンゴ礁生態系からなる優れた海域景観を呈し、ダイビング利用等も盛んな海域として海域公園地区に指定されています。また、コンドイ浜とカイジ浜は、良好な風致の維持と適正な利用を推進する地域として第二種特別地域に指定されています(図4)。

海域生態系の重要性については、環境省が、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を抽出しており(抽出基準:①唯一性又は希少性、②種の生活史における重要性、③絶滅危惧種又は減少しつつある種の生育・生息地、④脆弱性・感受性又は低回復性、⑤生物学的生産性、⑥生物学的多様性、⑦自然性、⑧典型性・代表)、竹富島周辺の海域も抽出・選定されています(図5)。

これらのサンゴ礁及び海岸にはスズメダイ科、キンチャクダイ科等の熱帯魚をはじめ多様な生物が生息しています(表4)。

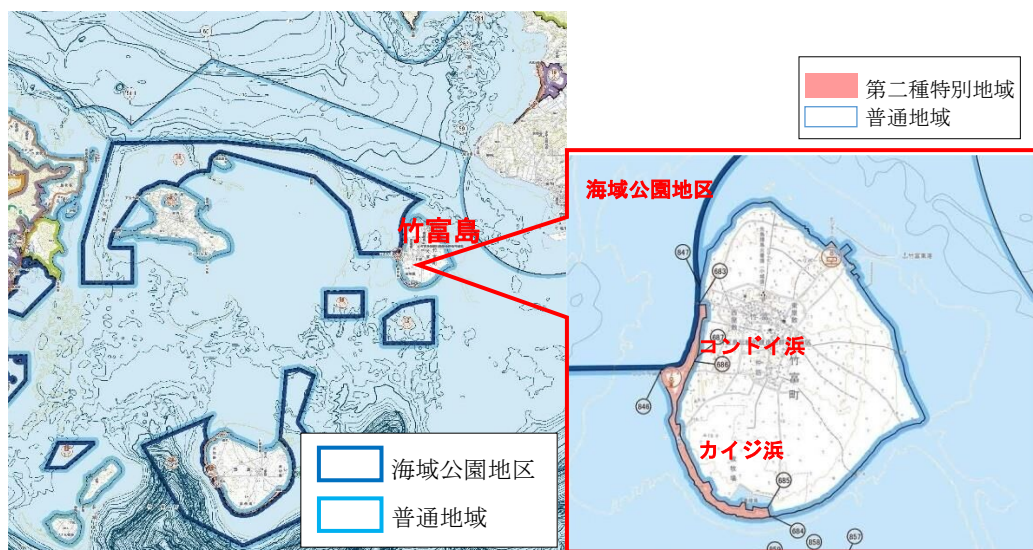


図4 西表石垣国立公園海域公園地区の一部
(環境省(令和4年(2022))「西表石垣国立公園区域図」一部編集)

表 3 竹富島周辺海域の海域公園地区の概要

| 名称 | 地区の概要 | サンゴの種類 |
|----------------------|---|---|
| タキドゥングチ・石西礁湖北礁・ヨナラ水道 | 竹富島北側から小浜島北側沖合に続くリーフ周辺一帯の海域である。礁斜面には枝状・卓状ミドリイシ類が主体の高被度のサンゴ群集が連続して広がり、混成景観が美しい。 枝状サンゴと卓状サンゴが混成する。やや深場ではユビエダサンゴが群生する。 | <ul style="list-style-type: none"> 枝状ミドリイシ (スギノキミドリイシ、クロマツミドリイシ、コエダミドリイシ等) 卓状ミドリイシ (ハナバチミドリイシ、クシハダミドリイシ等) |
| 竹富島シモビシ | 竹富島南西約 3 km 沖の大型離礁。離礁の北側一帯は砂礫の堆積した浅い海域となり、南側一帯はサンゴ岩盤が張り出し、その礁縁部は「縁溝－縁脚系」がよく発達して複雑な地形を形成する。礁縁部はサンゴ類の被度が極めて高く、枝状ミドリイシと卓状ミドリイシの混生景観が美しい。 | <ul style="list-style-type: none"> 枝状ミドリイシ (スギノキミドリイシ、クロマツミドリイシ等) 卓状ミドリイシ (ハナバチミドリイシ、クシハダミドリイシ等) |
| 竹富島南沖礁 | 竹富島南約 2 km 沖の離礁が点在する海域である。枝状ミドリイシ類が独占する礁池や卓状ミドリイシ類が優占する礁池が混在し、その被度は極めて高く、優れたサンゴ礁景観が形成されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 枝状ミドリイシ類 卓状ミドリイシ類 |

環境省 (令和 2 年 (2020)、令和 4 年 (2022) 一部変更)「西表石垣国立公園 公園計画書」(一部編集)

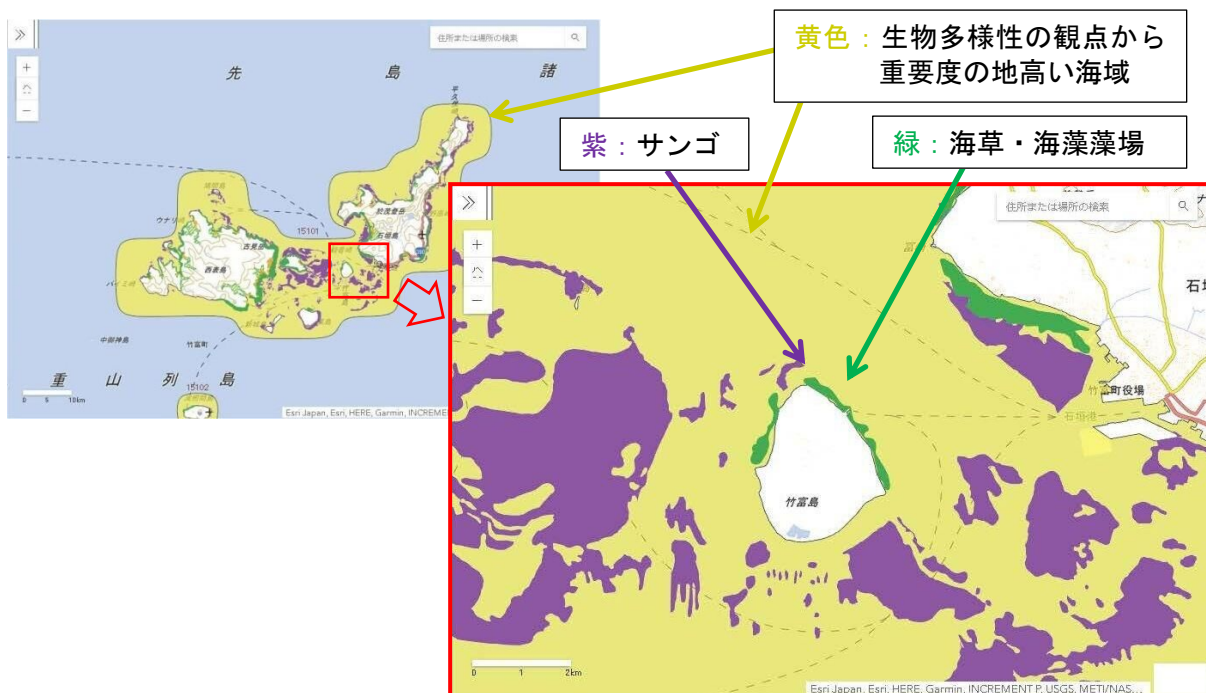


図 5 生物多様性の観点から重要度の高い海域 (環境省ホームページ、竹富島周辺を抜粋)

表 4 竹富島付近の海域で見られる生物の代表例

| 区分 | 生物種 |
|--------|---|
| 海草・藻類 | アマモ類、ウミシヨウブ、オキナワモズク、オゴノリ、シオニラ、ヒトエグサ、ヒルモ類、ユミガタオゴノリ、リュウキュウスガモ |
| 貝類 | サザナミシャコガイ、スナシャコガイ、ヒメシャコガイ、ヒレシャコガイ |
| 頭足類 | アオリイカ、コウイカ、タコ類 |
| 甲殻類 | オカガニ、オカヤドカリ、カラッパ類、ケブカガニ、ゴシキエビ、シャコ類、スナガニ、スナホリガニ、ツノメガニ、ツブヒメガザミ、ナキオカヤドカリ、ミナミスナガニ |
| ヒトデ類 | アオヒトデ、オオアカヒトデ、オニヒトデ、コブヒトデ |
| クモヒトデ類 | ウデフリクモヒトデ、ワモンクモヒトデ |
| ウニ類 | ガンガゼ、クロウニ、シラヒゲウニ、パイプウニ |
| ナマコ類 | オオイカリナマコ、クロナマコ、シカクナマコ、ジャノメナマコ |
| ホヤ類 | チャツボボヤ |
| 魚類 | アイゴ類（アイゴ等）、アジ類（カスマアジ、ギンガメアジ、ロウニンアジ等）、イワシ類、エイ類、カサゴ類、キビナゴ類、ギンポ、シロクラベラ、スズメダイ類、タカサゴ、テングハギ、ツマグロ、トラギス、ネムリブカ、ハタ類（スジアラ等）、ハリセンボン、ヒメジ、ブダイ類、モンガラカワハギ |
| 爬虫類 | アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ |

※上記は、長年、竹富島に居住する島民へのヒアリングによる情報を記載している。

2) 海域・海岸生態系と島民との関わり

八重山列島の砂浜はウミガメの重要な産卵場となっており、竹富島においてもアカウミガメ、アオウミガメ及びタイマイの産卵が島民によって確認されています。島の西側の海岸には、広大な砂浜が広がるコンドイ浜や星砂の多いカイジ浜などの美しい砂浜が広がっています。砂浜の後方にはハスノハギリ等からなる海岸林も残存しており、それらが砂浜と一帯となって海岸域の景観を構成しているのが特徴です。

竹富島では漁業は発展しなかったものの、良好な漁場を島民たちは生活の場として利用してきました。浜辺では、ハマダイコンやハマオモト（タビツキヤ）等の植物、二枚貝類、巻貝類等を採り、浅瀬やサンゴ礁では、海藻のヒトエグサ（アーサ）、オキナワモズク、巻貝、シャコガイ類（サザナミシャコガイ、スナシャコガイ、ヒメシャコガイ、ヒレシャコガイ）等の二枚貝類、タコ類（イイダコ等）や、小魚等を採る等、海岸とサンゴ礁は、島の暮らしに非常に身近な場所となっています。

表 5 海岸・砂浜付近でよく見られる植物（例）

| 区分 | 生物種 |
|----|--------------------------------------|
| 草本 | グンバイヒルガオ、スナヅル、ツキイゲ、ハマオモト、ハマダイコン、ハマユウ |
| 低木 | モンパノキ |
| 高木 | アダン |

※上記は、長年、竹富島に居住する島民へのヒアリングによる情報を記載している。

3. 竹富島の現状と課題

(1) 暮らしの現状

竹富島では、農耕が中心の生活だった頃は、島が自然の恩恵を受け、祭事や習わし・家づくりや織物、公民館の仕組み等が継承され、それらが暮らしの一部となっていました。しかし、本土復帰とともに生活スタイルが大きく転換し、「観光」という産業が入ってきたことにより、農耕生活から観光業へと主産業が転換していきました。観光による収入は生活の支えになるとともに、文化遺産の保護財源になっている面もあります。一方で、来島者が増大していることが影響し、本来の竹富島の暮らしを守るのが難しくなっている面もあり、時代とともに島の伝統的な暮らしが継承されているとは言い難くなってきています。

(2) 観光の現状

竹富島に多くの観光客が訪れる理由は、物があふれる都会にはないものがあり、そこで暮らす人々がいるからです。自然に育まれた昔ながらの農村集落景観を残し、信仰や慣習が脈々と継承されているということが特別な魅力です。しかし、人口わずか 335 人の竹富島を訪れる人々の数は身の丈を超え、年初までコロナ禍の影響が続いていた令和 5 年でも 40 万人近くの人々が来島しています。また、その多くが日帰りの観光客であり、島への経済的効果は低いのが現状です。島民の地域活動や公民館事業で行う環境整備や清掃活動、集落内における観光客への対応は、島民たちが日常生活で行える範囲を超える状況が続いています。

(3) 島の現状と利用の変化

竹富島の自然は、観光の発展と島民の暮らしの変容によって大きく変化しており、生物種の減少も顕著です。その変化は、竹富島らしい自然とその自然を背景にした伝統文化を尊ぶ島民が望むものではなく、また、現在の島の主産業である観光業における観光資源の持続的な利用を脅かすものです。

以下に、竹富島の自然を変化させた要因と影響について示します。

表 6 竹富島の自然の主な変化要因と自然の変化・影響

| 変化の要因 | 自然の変化・影響 | |
|---------------------------------------|---|---------------------|
| | 内容 | 概略 |
| 人口減少や主要産業及び食生活の変化による農業の衰退 | ・耕作地の減少により、作物の生育によって出来る茂みや、柔らかい土壌等、動物の生息環境と餌場が減少している。 | 耕作地の植生変化 |
| 薪材の確保のためのギンネムの導入及び利用減少によるギンネムの繁茂 | ・繁殖力が強いため、空き地や耕作放棄地は一面ギンネム林になっているほか、ギンネム林内では木々が生育できない状態である。 | 陸域全体の植生変化 |
| 失対事業による道路拡幅とグック（石垣）の後退（昭和 45 年（1970）） | ・道路拡幅と交通負荷の増加により、重要な風景要素及び雨水浸透機能を果たしていた白砂道が荒廃している。 | 集落内の風景の変化 動物相の変化 |

| 変化の要因 | 自然の変化・影響 | |
|-----------------------------|--|----------------------------------|
| | 内容 | 概略 |
| 海底送水の敷設 (昭和 51 年 (1976)) | ・生活用水として利用していた井戸や貯水池の閉鎖により水辺空間が極端に減少し、甲殻類や両生類等の水辺を利用する動物が見られなくなってきている。 | 水生・水辺動物の生息環境の消失 |
| 生活様式の変化 | ・建材を屋敷内や耕作地で育成し、利用する習慣がなくなった。 ・御嶽内のツル性植物等を適度に刈り取っていたが、現在は行っていない。 | 集落・耕作地・御嶽の植生等生態系・景観の変化 |
| 観光業の活性化 (本土復帰前後～) | ・生態系内への入域者数が増大している。 ・交通量の増加と白砂道の荒廃が集落内の景観及び雨水浸透機能を損なう。 | 生態系全体への影響 集落内の風景の変化 動物相の変化 |

表 7 自然の変化・影響により減少してきた生物

※
上
記

| 生物群 | 種類等 | |
|-------------------|--|--|
| <陸域> | | |
| 鳥類 | 猛禽類 | アオバズク、リュウキュウコノハズク 等 |
| | その他、鳥類 | アカショウビン、アオバト、ウズラ、スズメ、チドリ、ヒバリ、ヒヨドリ、ムラサキサギ、メジロ 等 |
| 哺乳類 | コウモリ類、ネズミ類 等 | |
| 爬虫類 | トカゲ類 等 | |
| 両生類 | カエル類 等 | |
| 甲殻類 | ヤシガニ、ヤドカリ類等 | |
| 昆虫類 | バッタ類、カブトムシ類、ハチ類、セミ類、蝶類 (ツマベニチョウ、カバマダラ等) 等 | |
| 植物 | 野イチゴ (一般名)、ウイキョウ、島トウガラシ (一般名) | |
| <海域> | | |
| 魚類 | ミナミトビハゼ (ウツバン、トントンミー) | |
| ウニ類 | パイプウニ | |
| 頭足類 | イイダコ (ウムズナー) | |
| 貝類 | 貝類 (ティクンナー、ユウナミナー等)、チョウセンサザエ (マーンナ)、ヒメシャコガイ (ギラ、ギーラ) | |
| 海藻類 | ヒトエグサ (アーサ)、ユミガタオゴノリ (スーナ) | |

は、長年、竹富島に居住する島民へのヒアリングによる情報を記載している。

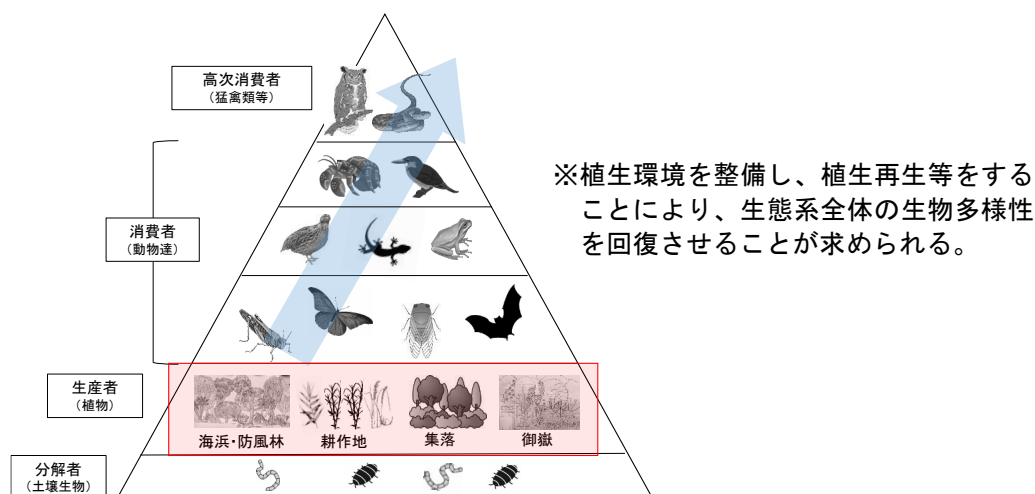
(4) 竹富島が抱える主な問題点

竹富島では、前記したように、かつて農村集落景観を形成していた頃（昭和35年（1960）頃）と現在を比べると、人口が大幅に減少するとともに暮らしの形態や土地の利用方法が大きく変化しています。以前の竹富島は、耕作地とそれを区画するアジラ、屋敷を囲う石垣や樹木、井戸等の水辺がそれぞれの機能を発揮して、多様性に富んだ竹富島特有の生態系を形成していました。島外への人口流出や観光客の増加に伴う島の変化は、生活の安定化につながっている面がある一方、島民が大切にする自然や伝統文化（島民の暮らしが育んできた竹富島の自然と文化）を損なっている面もあります。特に、本土復帰以降は、自然のアンダーユース（利用低下）とオーバーユース（過剰利用）が加速化して、竹富島本来の自然が失われつつある状況です。これにより近年では、観察されにくくなった生物が増えており、その対策が喫緊の課題となっています。

現在、竹富島では、島民が暮らしと共に育んできた昔の良質な自然環境の保全と再生が必要となっています。そのため、植生環境や水辺の再生と外来種対策、増加する観光客への対応、貴重な風景の維持・保全のための環境整備や清掃活動、無秩序な乱開発防止対策等が求められています。

<主な問題点>

- **アンダーユース（利用低下）**
 - **外来種の繁殖**
ギンネムをはじめとする外来種の侵略による島の暮らしと関わりの深い植物の減少
 - **土地利用や生活利用の変化**
農地や屋敷林、祭事や家屋等に利用していたチガヤ等の減少による生物多様性の低下
- **オーバーユース（過剰利用）**
 - **観光客の増加**
ごみ処理や排水処理の問題、道路の過剰利用による白砂道の荒廃等
 - **開発による危機**
土地の乱開発や無秩序な土地利用による生態系・景観の荒廃



4. 竹富島の自然・島の将来像

竹富島の人々は、島の自然に畏敬の念を持ち、寄り添いながら生活してきました。特徴的かつ島の代名詞にもなっている伝統文化や農村集落景観は、自然と人々の暮らしとの関係において培われてきたものです。すなわち、自然とともに人々が暮らしているということこそが竹富島である所以です。竹富島憲章に則り、祖先より受け継ぎ育んできた自然、祭事や習慣、伝統工芸や街並みを、これから先も島に残し、それらが内包された竹富島の自然の風景を10年後、20年後、・・・100年後と残していきたいと思えます。

そのためには、自然と寄り添い、自然を利用して生きてきた先人たちの暮らしを再び見つめなおし、失われつつある自然生態系や農村集落景観を再び築き上げ、次世代に受け継いでいきます。

○島の将来像

- *先人が暮らしの中で育んできた御嶽、集落を守り、耕作地を復活させ、防風林を維持し、これらが一体となる亜熱帯の二次的自然生態系と風景を引き継ぐ島
- *島周辺に残る生物多様性豊かな我が国を代表するサンゴ礁等、亜熱帯の海域・海岸の原生自然生態系と風景を守り引き継ぐ島
- *島と周辺の自然生態系および風景を、島民はもとより訪れる人々と共に守り、つくり、引き継ぐ島

○目指す生態系の姿

*先人が暮らしの中で育んできた島内の生態系

- ・カバマダラ等の蝶が飛び交い、フクロウや多くの鳥が生息し、クバヤクログ等の植物が生い茂る御嶽
- ・暮らしを守り、暮らしに使われるチガヤ、イヌマキ、フクギ等が生い茂り、小鳥、コウモリ、昆虫が飛び交い、石垣にはヒハツモドキが生え、井戸の周辺にはカエル等が生息する集落
- ・デイゴが生い茂り、祭事で使用する栗やパパイヤ、ニンニク、イモ類等が栽培され、ススキやオヒシバが生育し、昆虫やトカゲ、ウズラやヒバリ等の鳥類が生息する耕作地
- ・ユリやノイチゴ、ソテツ等が生え、ヤシガニ、ウズラ、トカゲ等が生息する畑のアジラ
- ・ギンネム等の外来種がなく、伝統工芸の材料となる麻や芭蕉、トウツルモドキ、アダン、ハスノハギリ等が密生しオカヤドカリが生息する防風林

*原生自然が残る海域・海岸生態系

- ・ミドリイシ類等のサンゴで形成され、ヒトエグサやモズクが繁茂し、シャコガイ、タコ、小魚が群れるサンゴ礁
- ・ハマダイコンやハマオモトが生育、イソハマグリが生息し、ウミガメが産卵する海浜

<かつての風景・自然とのかかわり> ~島民の話~

| 対象 | 内容 | |
|-------|---|---|
| 御嶽 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にクージ払いを行うなど御嶽内の手入れを日常的に行っていた。 ・蝶類（特にカバマダラ等）が飛び交う等、生き物の姿が多く見られた。 ・フクロウが日常的に見られた。 | |
| 集落 | 集落内 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在と比べ、グアバやシークワサーが多く見られる他、ススキやチガヤがあちこちに生えており、鳥や虫たちが集まる光景が見られた。 ・民具づくりや衣服の繊維・染色の材料となる樹木（麻、アカメガシワ、トウツルモドキ、トカチ、ノニ、フクギ等）を伐採・利用することで、適度に自然に人の手が加わっていた。 ・茅葺の家屋があちこちで見られ、亜熱帯特有の自然景観と自然環境により育まれてきた竹富島特有の街並みや祭祀などの文化景観が見られた。 |
| | 屋敷内 | <ul style="list-style-type: none"> ・夕暮れ時になると、屋敷林や屋敷のそばで、たくさんのコウモリが飛び回る光景がみられた。 ・防風林（フクギ等）の他、衣食住に利用する植物（苧麻・イヌマキ、チガヤ、グアバ等）を植えており、小鳥や昆虫等が集まっていた。 |
| | 石垣 | <ul style="list-style-type: none"> ・家を囲う石積みの際間には、ヤシガニやトカゲ等が身を潜めていた。 ・石垣の上や下には、ノイチゴや島トウガラシ等が生えている姿が日常的にみられ、それを食べに小鳥が集まっていた。 |
| | 白砂道 | <ul style="list-style-type: none"> ・道全体に白砂が敷かれ、いつでも均してあり、整備の行き届いた状態であった。 ・大雨が降っても、雨水が道に溜まることなく自然に排水されていた。（グックの後退以前は、雨水が浸透し「アブ」が機能を発揮していた。） |
| | 島材 | <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の建造や修繕に島材（チガヤ、イヌマキ、センダン等）を利用していた。これらは、個人の家や敷地内や集落内に生えていた。また、家を建てる際には、次に建て替えるときのために、敷地内に植栽しそれを利用する等していた。 ・機織り、染物、民具づくり、祭事の際の供物等に島材を（麻、芭蕉、キャンギ、クージ等）活用していた。 |
| | 薬草 | <ul style="list-style-type: none"> ・島中の至るところに多種多様な薬草が生えており、それを日々の暮らしに利用していた。 |
| | 井戸・貯水槽 | <ul style="list-style-type: none"> ・井戸や貯水槽を利用していた。井戸が日常的に利用されていたので、島内のあちこちに水辺があった。井戸には、動物（鳥、カエル等）が水を飲みにきたり、水の中にはカエル等の卵が見られることもあった。 |
| 耕作地 | 畑 | <ul style="list-style-type: none"> ・耕作地が島の隅々まで広がり、畑では、昆虫やトカゲ、鳥類（ウズラ、ヒバリ等）等の多くの生き物がみられた。 ・祭事で利用する供物（パパイヤ、ニンニク、芋類等）を自給していた。 ・耕作地付近にはデイゴが植栽され、農作業の合間の日陰として利用していた。デイゴの葉は、落葉すると畑の肥料となっていた。 ・デイゴの花や、ユリの花の蜜を求めて、蝶や小鳥が集まっていた。 |
| | アジラ | <ul style="list-style-type: none"> ・畑を区画しているアジラは、ヤシガニやウズラ、トカゲ等の様々な生き物が隠れ家としていた。 ・アジラの付近には、ユリやノイチゴが生えており、ウズラ等の鳥たちが食べに来ていた。 |
| 防風林 | <ul style="list-style-type: none"> ・今と比べ、外来種（ギンネム林等）は繁茂していなかった。 ・民具づくりや繊維・染色の材料となる樹木（麻、芭蕉等）を伐採・利用する等して、適度に人の手が加わっていた。 ・ヤシガニがアダンやハスノハギリに登る姿がよく見られた。 | |
| 海域・海岸 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在と比べ、アーサやモズク、小魚が豊富に採れた。今よりも広範囲で、見られた。 | |

| 対象 | 内容 |
|----|--|
| 浜辺 | <ul style="list-style-type: none">・タコやシャコガイ等が豊富に採れた。・ウミガメの産卵が見られた。・ハマダイコンやタビッキヤがいつでも採れていた。・ハマグリなどの貝が豊富に採れた。 |

※生物名等は、一部、方言で記載している。



第2章 地域自然環境保全等事業

1. 地域自然環境保全等事業を実施する区域

事業を実施する区域（範囲）は、竹富島とその周辺海域とします。



図6 地域自然環境保全等事業を実施する区域（竹富島および周辺海域）

2. 地域自然環境保全等事業の内容

(1) 目的及び方針

1) 事業の背景及び目的

<背景>

竹富島では、「第1章 3. 竹富島の現状と課題」に記載したとおり、自然のオーバーユースとアンダーユースの影響があいまって、生態系が変容し昔の豊かな自然や農村集落景観が失われつつあります。今後、その影響が加速していくことが懸念されています。これまでに竹富島では、「地縁団体法人 竹富公民館（以下、竹富公民館）」が中心となり、島の自然や文化の保全に向け、独自の活動を進めてきましたが、人材及び財源等の面で継続が困難になってきています。また、活動継続の一助として、長きに渡り島独自での入島料の導入検討を重ねてきましたが、実現には至りませんでした。

平成26年（2014）6月に「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（地域自然資産法）」が制定されました。この新法制定を契機に、島民は竹富町に本新法の活用検討を要請して、竹富町は島民、関係機関・事業者、及び有識者等で構成する「竹富島地域自然資産協議会」を設立し、環境省のご協力を受けながら議論を重ねました。その成果が令和元年（2019）に策定された「竹富島地域自然資産地域計画」となります。地域計画の策定と活動は、全国で最初の取り組みで、同様な課題を抱える沖縄県内及び我が国の地域にとって、重要な先進的モデルとなるものです。

令和元年（2021）9月からは漸く、「竹富島地域自然資産地域計画」に基づく、入域料の収受を進めてまいりましたが、コロナ禍の影響等、様々な要因で収受率は10%から20%と低迷しており、以前と変わらず資金不足で、十分な活動が実施できていない状態です。

竹富島の自然や文化は、島民のみならず、訪れる多くの観光客にも恩恵を与えている一方、竹富島の自然への負荷は増大し、それを保全しようとする島民の負担も大きいままです。また、担い手の高齢化も進んでいます。これらの保全にあたっては、来島者のご協力がより一層重要性を増しています。

<目的>

1. 亜熱帯の自然と島民の暮らしが育んだ竹富島の貴重な生態系と農村集落景観を保全・再生します。
2. 目的1を達成するための調査研究、技術の継承、人材育成を推進するとともに、必要な協力体制と財源を確保します。

<基本方針>

○亜熱帯の自然と島民の暮らしが育んだ竹富島の貴重な生態系と農村集落景観の保全・再生

- ◆古くから行われてきた島民の暮らしによる自然利用（生活、農業、文化等）を継承・復活します。
- ◆昔（本土復帰頃）は分布していなかった、あるいは少なかった外来生物を駆除し、島の暮らしと関わりの深い植物を植栽するなどして昔の生態系を再生します。

○亜熱帯の自然と島民の暮らしが育んだ竹富島の貴重な生態系と農村集落景観を保全・再生するための調査研究、技術の継承・人材育成の推進

- ◆生態系と農村集落景観の現状把握、保全と再生及び効果の検証と見直しに必要な調査研究とモニタリング調査を実施します。
- ◆生態系と農村集落景観の保全と再生に必要な島民が昔から行っていた技術・活動を先人から学び、島民の担い手（働き世代、児童・生徒等）と共に、島外の方々を含め、協働と講習会等を通じて継承します。
- ◆生態系と農村集落景観の保全と再生と関わる地球温暖化対策や海洋ごみ等の廃棄物に関する調査研究に取り組み、竹富島に適した対策を進めます。

○活動の積極的な広報と運営の公開

- ◆活動を積極的に周知・広報し、島民だけでなく観光客や八重山地域内外の観光関連事業者をはじめとした多くの方に理解をいただき協力体制を構築します。また、活動の成果となる生態系、景観、伝統技術も皆様に体験いただけるように整備し公開します。活動は主に島民の最大限の努力に基づきますが、必要な活動費は観光客の皆様にもご協力いただくこととなります。運営状況についても、皆様にご理解頂けるように積極的に公開します。

2) 保全や利用の対象となる自然環境等

対象は、陸域（御嶽、集落、耕作地、防風林）と海域（サンゴ礁・海浜）が一体となる亜熱帯の自然と島民の暮らしが育んだ貴重な生態系・農村集落景観とします。

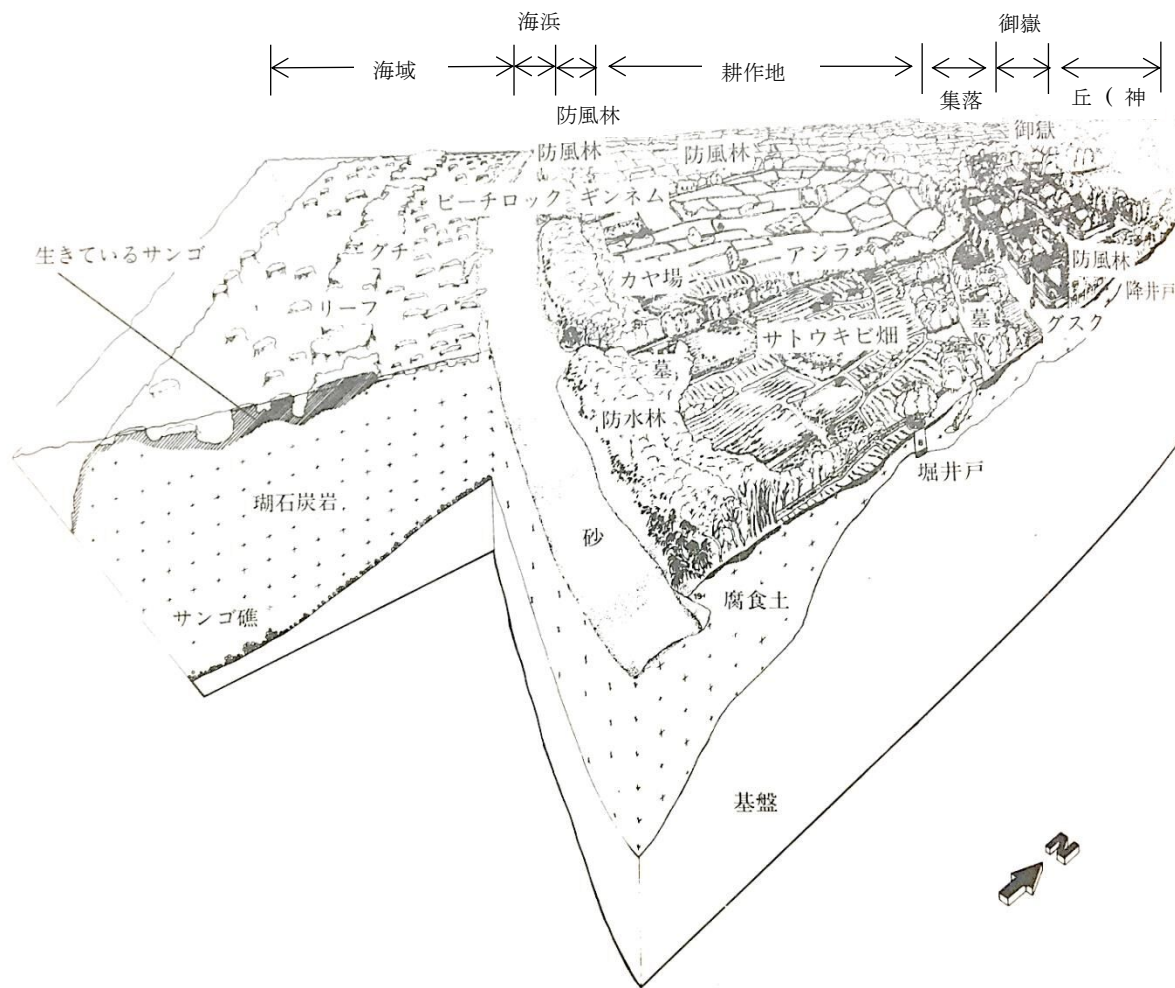


図7 サンゴ礁と集落模式図

(上勢頭芳徳(平成8年(1996)): 竹富島に何が可能か、竹富島喜宝院蒐集館、一部編集)

(2) 実施主体

事業の実施主体は竹富町とし、自然環境保全等に係る活動及び入域料の収受は、竹富町から委託等を受ける（一財）竹富島地域自然資産財団が引き続き担うこととします。（一財）竹富島地域自然資産財団は、評議員会を設置するほか、監事に適切な島外者を含め、適正な運営に努めます。また、事業の管理主体としては、自然や伝統文化の有識者も委員となっている「竹富島地域自然資産運営協議会」（以下「運営協議会」と称す。）を位置づけ、実施される調査研究等を基に事業に関わる活動の評価を行い、必要に応じて短期・中期的な本計画の見直しを行います。

なお、竹富町は「竹富町地域自然環境保全事業及び自然環境トラスト活動に関する条例」に則り、事業実施主体として委託先の活動状況及び収受金の使途等の監理に努めます。

(3) 事業の内容

自然環境保全等に係る活動事業内容を以下に示します。これら事業は、実施主体である竹富町と委託等を受ける（一財）竹富島地域自然資産財団と共に、島民、島内外の事業者、大学等の専門機関を含む島外の協力者、それに来訪者との協働で実施します。また、竹富町は事業実施に関わる皆様との協働体制の構築及び活動の推進に取り組みます。

1) 事業内容

① 生態系と農村集落景観の保全・再生事業

◆島民の暮らしによる自然利用（生活、農業、文化等）の継承・復活事業

| 事業項目 | 事業内容 | 実施者 |
|---------------|--|-------------------------|
| 植生維持・再生 | ・防風林、屋敷林、御嶽の森の保全、維持・管理 | 島民、島外協力者、観光客等 |
| 耕作地再生 | ・耕作放棄地における島の暮らしと関わりの深い農作物による再耕作 ・収穫物の祭事、伝統文化・芸能、家屋・屋敷での島材としての利用 | 島民、島外協力者、観光客等 |
| 水辺再生 | ・未利用井戸・貯水池等の水辺の開放と適正管理 | 島民、島外居住地権者（郷友会員等） |
| 景観維持・美化・廃棄物対策 | ・海岸、砂浜、白砂道等の清掃と廃棄物の処分 ・島の自然素材の伝統家屋等への活用 ・石積み、白砂道等の補修・管理 | 島民、島外協力者、観光客、協力事業者、竹富町等 |
| 海域再利用 | ・サンゴ植付・管理 ・魚垣の再生 | 島民、島外協力者、観光客等 |
| 自主利用ルール制定・実施 | ・上記各種事業に係る自主ルールの制定と実施 | 島民 |

◆外来生物駆除・島の暮らしと関わりの深い植物の植栽による生態系再生事業

| 事業項目 | 事業内容 | 実施者 |
|--------|--|---------------|
| 外来生物駆除 | 島内の至るところに繁茂したギンネムをはじめとする外来植物（ランタナ、キンチョウ、シロバナセンダンソウ等）の駆除と処分 | 島民、島外協力者、観光客等 |
| 植生再生 | 外来種駆除跡地への島の暮らしと関わりの深い植物の植栽 | 島民、島外協力者、観光客等 |

② 調査研究、技術継承・人材育成、協力体制構築事業

◆調査研究、モニタリング事業

| 事業項目 | 事業内容 | 実施者 |
|---------------|--|-----------------|
| 陸域生態系の調査研究 | 現状把握を含む竹富島内における陸域生態系（動植物と生育・生息環境）に係る調査研究 <調査研究対象項目の例> ①耕作地（放棄地含む） 土壌の状況と植生及び一次消費者から高次消費者の生息状況、及びそれらの関連性（現状と保全事業実施による変化）等 ②道、共有地、井戸等 道路・道の幅、路材、含水率、通行量と植生、共有地の管理状況と生態系、井戸の分布、水質、水循環性を含めた管理状況、及び現状と保全事業実施による変化等 | 島民、大学等の島外協力専門機関 |
| 海域・海岸生態系の調査研究 | 現状把握を含む竹富町周辺の海域・海岸における生態系（動植物と生育・生息環境）に係る調査研究 <調査研究対象項目の例> ①海域 水質、利用量（遊漁、ダイビング利用者数等）と、海藻（草）・サンゴ被度、魚介類の生息状況、及びそれらの関連性（現状と保全事業実施による変化）等 ②海岸 海岸地形、海浜粒度組成、利用（入域観光客数等）と、植生及び一次から高次消費者の生息状況、及びそれらの関連性（現状と保全事業実施による変化）等 | 島民、大学等の島外協力専門機関 |
| 島材※の利活用調査研究 | かつて利用されていた島材や、継承されてきた島材の利活用方法の調査研究、画像・映像等による記録 | 島民、大学等の島外協力専門機関 |

※島材：島民の暮らしに利用されてきた、島内及び周辺離島、周辺海域の動植物

| 事業項目 | 事業内容 | 実施者 |
|----------------|--|--------------------|
| 地球環境問題に関する調査研究 | <p>温暖化問題や生物多様性等の地球レベルの環境問題に関する調査研究等 <調査研究対象の例></p> <p>①竹富町地球温暖化対策実行計画（2023）に基づくCO₂吸収力が高い竹富町の自然生態系を保全・拡大することでさらに吸収力を高め、かつ2050年までにはCO₂排出量もゼロを目指す活動に関して、竹富島に適した取り組みに関する調査研究、及び実行可能な取り組みの段階的な実施</p> <p>②国立公園をカーボンニュートラルのショーケースとし、観光客等に脱炭素型、脱プラスチック等の持続可能なライフスタイルを体験して頂く場作りを目指すサステナブルな観光地づくりを実現していくゼロカーボンパーク</p> <p>③地球レベルで自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）</p> <p>④2022年に行われた生物多様性条約（CBD）第15回締約国会議（COP15）で、2030年までに世界の陸と海の30%以上を保全する世界目標30by30（サーティバイサーティ）</p> <p>⑤30by30の達成に向け、民間で所有する自然豊かな森林などを保全区域とする「自然共生サイト」への登録</p> | 島民、島内事業者、竹富町、島外協力者 |
| | <p>海洋ごみ対策に関する調査研究等 <調査研究対象の例></p> <p>竹富町に適した海洋ごみ対策に関する調査研究（海岸漂着物等地域対策推進事業や災害等廃棄物処理事業等の導入による海洋ごみ（災害起因を含む漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進）</p> | 島民、島内事業者、竹富町、島外協力者 |

| 事業項目 | 事業内容 | 実施者 |
|------------------------|---|---|
| 地域自然環境保全等事業の効果検証モニタリング | 島民（児童・生徒を含む）及び観光客等との協働も含む、モニタリング調査（陸域生態系及び海域・海岸生態系の調査研究における現状と保全活動実施段階での比較検証） | 島民、観光客、島外協力者 ※調査結果は、「運営協議会」に報告し、活動の評価を受ける。 |

◆技術継承・担い手育成事業

| 事業項目 | 事業内容 | 実施者 |
|-------------------------|---|-----------------|
| 自然環境保全活動 技術継承・リーダー育成 | 島民及び島外協力専門機関から陸域、海域等における自然環境保全活動を主導するリーダーを育成 | 島民、 島外協力専門機関 |
| 島材活用技術継承・リーダー育成 | 島民及び島外協力者から島材活用に係る技術（伝統家屋の建造・維持管理、白砂道の維持管理、祭事等の伝統文化に使用する島材等）の継承を主導するリーダーを育成 | 島民 |
| 島の自然と文化伝承者育成 | 島の自然と伝統文化を島の児童生徒、及び観光客に説明する伝承者を育成 | 島民 |

◆周知・広報事業

| 事業項目 | 事業内容 | 実施者 |
|----------------------|--|---------------|
| 広報誌発行 | 島の自然及び保全活動の内容やその成果を発信する広報誌の発行 | 島民、島外協力機関 |
| 注意・案内板の設置 | 島の自然資産と保全ルール及び保全活動を周知する案内版の設置 | 竹富町、島民、島外協力機関 |
| 協力要請・島内案内ポスター・チラシの発行 | 入域料（協力金）収受に係る協力要請、島の自然と保全ルールの案内ポスター・チラシの作成 | 島民、島外協力機関 |
| ホームページによる周知・広報 | 島の自然及び保全活動の内容やその成果に関して、ホームページを通じた周知や広報、事業報告 | 島民、島外協力機関 |
| 観光（事業者等）と連携した周知・広報 | 観光に関わる旅行者、船会社を含む交通事業者、宿泊業者等の事業者、及び観光専門調査研究機関等と協力連携体制の構築。協力連携機関を通じた旅行者への島の自然及び保全活動と入域料（協力金）収受に係る協力要請等の周知・広報 | 竹富町、島民、島外協力機関 |

2) 年次計画（期間内の重点事業項目）

地域自然環境保全等事業は、前頁までに示したように多岐に渡り展開していくことを目標としています。令和6年（2024）から10年までの第2次計画期間では、活動体制及び活動内容を安定・充実させるために、下記の10項目を中心とした活動に取り組むこととします。

ただし、前期間と同様に竹富島を取巻く社会情勢が大きく変化する可能性もあります。毎年開催される「運営協議会」での評価結果及び提言によっては、これら重点項目に関しても変更することができることとします。

■ 第2次期間における重点事業項目

| 事業名 | 事業項目 | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|------------------------|
| ① 生態系と農村集落景観の保全・再生事業 | ◆島民の暮らしによる自然利用（生活、農業、文化等）の継承・復活事業 | 植生維持・再生 耕作地再生 景観維持・美化 | |
| | ◆外来生物駆除・島在来植物植栽による生態系再生事業 | 外来生物駆除 植生再生 | |
| | ② 調査研究、技術継承・人材育成、協力体制構築事業 | ◆調査研究、モニタリング事業 | 地域自然環境保全等事業の効果検証モニタリング |
| | | ◆周知・広報事業 | 広報誌発行 |
| 協力要請・島内案内ポスター・チラシの発行 | | | |
| ホームページによる周知・広報 島での事業及び活動内容の周知・広報 | | | |
| | 観光（事業者等）と連携した周知・広報 | | |

(4) 合意形成に関する事項

活動を実施するにあたり、合意形成が必要な場合には、引き続き竹富町（事業実施主体）及び（一財）竹富島地域自然資産財団（活動実施主体）が共同事務局となり、下記の「運営協議会」を組織して協議を行い解決します。また、本協議会は、活動内容に関する適正化に向けた検証と評価を行い、竹富町と（一財）竹富島地域自然資産財団に提言する第三者組織としても位置付けます。

【名称】

竹富島地域自然資産運営協議会

【主催（事務局）】

竹富町、（一財）竹富島地域自然資産財団

【委員】

有識者、竹富公民館、島内土地所有者、島内事業者、関係組織・団体、関連行政機関等

(5) 自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる活動

現在、計画している事業内容には、特例措置を必要とする活動は想定していませんが、今後、現状把握等を行い、該当する活動を行うことになった場合は、地域計画の変更又は関連法に基づく申請を行います。

3. 入域料に関する事項

(1) 収受の制度

入域料は、地域自然環境保全等に賛同する竹富島への入域者から任意の協力金として、収受します。
(※「入域料」は、本計画の関連文書では、通称「入島料」と記載する場合があります。)

(2) 入域料の額

入域料の額は、300円とします。

なお、入域料は、「地域自然環境保全等事業費（保全活動に必要な土地の取得費を含む）」、「法人の運営費」、「収受業務に係る費用」に充当します。余剰金が出た場合には、次年度以降の活動費及び法人運営費として繰り越します。

また、入域料は、必要に応じて、1/3以内を自然環境トラスト活動に充当することを可とします。

(3) 入域料の収受の主体

収受の主体は、竹富町から委託等を受ける「(一財)竹富島地域自然資産財団」が担います。

(4) 徴収の対象とする者及び徴収の対象から除外する者

本計画に記載した竹富島の活動に賛同する方からの任意の収受とします。よって、徴収対象は竹富島に入域する全ての人となります。

ただし、下記に該当する方は、日常的に事業区域内で生活、通勤をしていることや、定期的に島を訪れ、日頃から島の環境保全等に関わっていることから、原則徴収免除（任意の供出は有り）の対象とします。

<原則徴収免除の対象>

- ・竹富町民
- ・竹富郷友会
- ・竹富島に家族を有する高校生以下
- ・竹富島で就労する通勤者
- ・職務で入域する町職員等
- ・中学生以下
- ・障がい者（障害者手帳をお持ちの方）

(5) 収受の方法

1) 収受を行う場所

収受は、従来の石垣島の石垣港離島ターミナル内、及び、竹富島の竹富港ターミナル内（かりゆし館内）に設置する券売機に加え、竹富町内及び石垣市内の宿泊施設、船会社等の交通事業者を通

じた収受も行います。竹富島の観光に関わる各種事業者と連携する周知・広報媒体及び HP を経由する電子決済の導入も進めます。

2) 収受の方法

収受の方法は、上記の通りです。

「1) 収受を行う場所」及び「2) 収受の方法」については、状況に応じた適正な方法で実施するため、計画期間に関わらず、「2. 地域自然環境保全等事業の内容、(4) 合意形成に関する事項」に定める「運営協議会」等での議論を通じて、必要に応じて見直し・変更を行います。

(6) 入域料に関する合意形成に関する事項

入域料については、竹富町及び（一財）竹富島地域自然資産財団の HP、竹富町内及び石垣市内の宿泊施設、交通事業者、それに連携する竹富島観光に関わる竹富町及び石垣市以外の各種事業者の周知・広報媒体等を通じて、収受の趣旨や用途を公開し協力を呼びかけるとともに、石垣港及び竹富港ターミナル内や多くの来島者が利用する場所にポスターを掲示する等して、来島者に平等に協力を呼びかけます。

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年（2024）9月1日から5年間とします。

今後も計画期間は5年とし、最終年には計画の見直しを行うことを基本とします。

5. その他地域自然環境保全等事業の実施に関し必要な事項

事業の評価については、毎年度、島民へのアンケート等を行うと共に、（一財）竹富島地域自然資産財団のホームページ上に来島者用のアンケートページを設ける等して、客観的なデータを収集・整理します。また、これらのデータ及び入域料の収支を含む（一財）竹富島地域自然資産財団の事業内容及び収支等は、財団が毎年度開催する理事会及び評議員会において評価すると共に、「運営協議会」での保全活動の評価を行い、その結果を広報誌及びホームページ上で公開します。

第3章 自然環境トラスト活動促進事業

1. 自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域

自然環境トラスト活動を行う区域は、沖縄県八重山郡竹富町竹富の竹富島全域とします。

なお、竹富島内における具体的な活動区域は、下記の要件に適合する土地とします。

- ① 適正な管理がされず外来植物等をはじめとした植物が生い茂り、植生環境が好ましくない土地
- ② 自然生態系を損なう土地開発の可能性が高い土地、あるいはそれを目的とした者へ譲渡、売却される可能性がある土地
- ③ 島民や移住した島民が所有している土地で、自然生態系の適切な維持管理ができず譲渡、売却しようとする土地
- ④ その他、竹富島の自然生態系及び農村集落景観を保全・再生する上で重要な土地

但し、自然環境トラスト活動の実施にあたっては、原則として以下の土地を活動対象から除外します。

地目が、田・畑・牧場・保安林に該当する土地
(理由) 農振法及び農地法、森林法により、権利の移動及び転用に制限がかかっていることから、無秩序な転売等の可能性が低いこと。

上記の活動除外対象の土地において、(一財)竹富島地域自然資産財団が、耕作地再生などの自然環境保全活動を行う場合は、該当地の利活用について関係機関等と協議を進めて行います。

2. 自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動の内容

(1) 目的及び方針

<背景>

竹富島では、第1章のとおり祖先から受け継いできた自然と、それを背景に築き上げられてきた伝統文化や景観を守り続けてきました。それゆえ、竹富島は、西表石垣国立公園の一部として指定されている他、島の最大行事である「竹富島の種子取」は国の重要無形民俗文化財の指定を受け、島民のみならず多くの人々の貴重な財産となっています。しかし、こうした魅力ある島であるがゆえに、過度な観光開発による自然生態系や景観の荒廃の危機にさらされています。竹富公民館は、昭和61年（1986）に「竹富島憲章」を制定（平成29年（2017）に改定）し、島民たちの手で島の自然と文化の保全に取り組み続けていますが、危機的状況は続いています。

<目的>

1. 竹富島の本来の姿である自然生態系と農村集落景観を損なう土地開発を防ぎます。
2. 自然生態系と農村集落景観を保全・再生します。
3. 島民が土地開発を防ぎ自然生態系と農村集落景観を保全・再生することで、無秩序な開発阻止の島民意向を島外に明確に発信します。

<基本方針>

上記目的を達成するため、土地所有者及び島民の十分な合意形成を経て土地の取得を行います。なお、取得する土地については、転売せず、上記目的のとおり、公益性を担保します。

(2) 実施主体

事業主体は、（一財）竹富島地域自然資産財団とし、広報周知に関しては、竹富町が支援します。（一財）竹富島地域自然資産財団は、理事の選任及び貸借対照表等の承認決議件等を持つ評議員会を設置するほか、監事に適切な島外者を含め、適正な運営に努めます。また、「運営協議会」においても評価・検証を行います。

(3) 土地の取得等に関する事項

1) トラスト活動の資金調達方法

トラスト活動費は、（一財）竹富島地域自然資産財団のホームページや竹富町の広報支援により、広く一般に呼びかけ、全国各地へ寄付を募ります。集まった寄付金については、（一財）竹富島地域自然資産財団が保管・管理して自然環境トラスト活動に活用します。

また、「第2章 地域自然環境保全等事業、3.入域料に関する事項」で定めた入域料の金額のうち必要に応じて1/3以内を自然環境トラスト活動に充当することを可とします。

（p.36に示す実施体制図、参照）

2) 土地取得等の方法（手順）

土地取得等の方法（手順）は、下記のように行います。

- ①取得場所の優先順位の検討：目的に対する緊急性・重要性を考慮して検討します。
- ②所有者の確認（行政の支援を得る）：竹富町の支援を受け、確認します。
- ③取得したい土地の価格設定：公示価格等を勘案して単価を設定するとともに、予算を勘案して取得を希望する土地と価格設定を行います。
- ④所有者との交渉：事業・活動の十分な説明を行って、交渉を行います。
- ⑤合意に達したら取得：順次、土地の取得と移転登記を行います。

3) 取得の区域

「1.自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域」に示した土地を取得の対象とします。なお、土地の取得は、下記の優先順位を考慮して行います。

- ① 優先的に取得を目指す土地
トラスト活動の対象地うち優先的に土地取得を行うのは、「コンドイ浜・カイジ浜周辺」「東
棧橋周辺」「西棧橋周辺」とする。
(理由) 島民が島の自然環境等を保全する上で重要であると考えている場所であり、また開発
の危機を感じている場所であるため。
- ② 土地所有区分における取得の優先順位
土地所有区分における取得の優先順位は、優先度が高い順に、「島外の企業が所有する土
地」「沖縄県外に住所のある個人の土地」「島外でかつ沖縄県内に住所のある個人の土地」と
する。
(理由) 無秩序な開発を防ぐため。

3) 年次計画（期間内の重点事業項目）

令和6年（2024）から10年までの第2次計画期間では、下記の項目を重点事業項目として活動
します。

重点事業項目：

- ・トラスト活動の戦略再検討
- ・土地情報に関する情報収集
- ・活動を進める区域の検討
- ・寄付金を募る広報誌、HP等の作成
- ・寄付金の募集継続
- ・活動及び収支等に関する報告書作成

4) 配慮事項等

基本方針に従って、土地所有者及び島民の十分な合意形成を経て実施していくことが重要であり、丁寧な調整をするよう配慮して進めます。

(4) 土地の取得等以外の活動の内容

取得した土地に関しては、「第2章 地域自然環境保全等事業、2. 地域自然環境保全事業の内容」で定めた各種事業での活用を優先的に検討します。ただし、取得した土地の特性によっては、管理にとどめる場合もあります。

(5) 合意形成に関する事項

<合意形成の手法>

取得する土地の優先順位や土地の価格等において、合意形成が必要な場合には、「運営協議会」において、協議を行い解決します。協議会の構成メンバーは、下記の通りとします。

【主催（事務局）】

（一財）竹富島地域自然資産財団

【委員】

有識者、竹富公民館、島内土地所有者、島内事業者、関係組織・団体、竹富町等

(6) 自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる活動

現在、計画している事業内容には、特例措置を必要とする活動は想定していませんが、今後、現状把握等を行い、該当する活動を行うことになった場合は、地域計画の変更又は関連法の申請を行います。

3. 自然環境トラスト活動促進事業の内容

(1) 目的及び方針

<目的>

竹富町は、(一財)竹富島地域自然資産財団が行う自然環境トラスト活動が円滑、確実に遂行できるように支援します。

<方針>

竹富町は、(一財)竹富島地域自然資産財団が行う自然環境トラスト活動に対して、必要な制度制定、広報を主体に支援します。また、土地取得の目的は自然環境保全という公益目的であることから、税制面に関しても法令に従って検討します。

(2) 事業の内容

竹富町は、自然環境トラスト活動の促進に関わる周知・広報の支援（ホームページ、広報誌等での広報等）を行います。

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年（2024）9月1日から5年間とします。

今後も計画期間は5年とし、最終年には計画の見直しを行うことを基本とします。

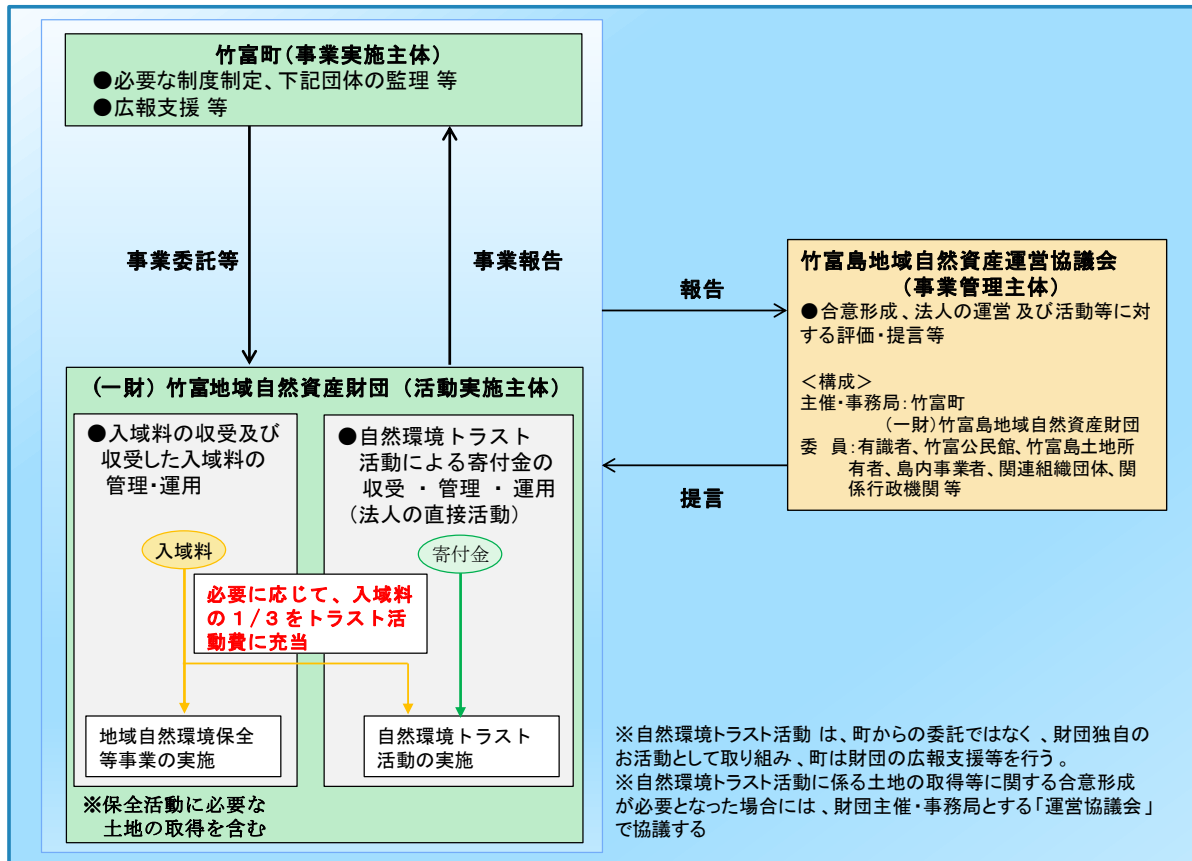
5. その他自然環境トラスト活動促進事業の実施に関し必要な事項

竹富町は、自然環境トラスト活動促進事業の実施にあたっては、自然環境トラスト活動実施者の(一財)竹富島地域自然資産財団との相互理解に努め、土地の取得状況及び財政面の監理を「運営協議会」と連携して適切に行い、必要に応じて税制面での支援を検討します。また、他の環境保全事業等の公的施策との連携を図る等して実施します。

◇事業実施体制

○実施体制について

地域が主体となり各種活動及び収受金・寄付金の管理・運用・活動を行う。



◇用語集

【ア行】

- ・アーサ : 海藻. [和名]ヒトエグサ
- ・アジラ : 耕作地を区画する石積み.
- ・アブ : 集落縁辺部にある鍾乳洞のような水はけの良い穴.

※かつて集落内には、雨が降った時にだけ登場する排水体系が存在しており、雨水はこのアブへと引き込まれていた。現在この排水体系は、公共事業と自動車の通行による路面の上昇で屋敷地の地盤が相対的に低くなったことにより、ほとんど失われている。

- ・イノー : リーフ（サンゴ礁）内側の浅瀬.
- ・イバン : 植物. [和名]オヒシバ
- ・うつぐみ : みんなで協力すること。竹富島で古くから受け継がれる精神.
- ・ウムズナー : 海の生き物. [和名]イイダコ

【カ行】

- ・ガーラトウィナー : 鳥. [和名]スズメ
- ・ギーラ : 海の生き物. [和名]ヒメシャコガイ
- ・キャンギ : 植物. [和名]イヌマキ
- ・クージ : 植物. [和名]トウツルモドキ
- ・クネンボ（九年母） : 「フニユ」とも言う。植物. [一般名]シークラーサー
- ・クバ : 植物. [和名]ビロウ

【サ行】

- ・シイチ : 植物. [和名]ソテツ
- ・シュイキ : 植物. [和名]モンパノキ
- ・スーナ : 海藻. [和名]ユミガタオゴノリ

【タ行】

- ・タビッキヤ：「ハマユウ」とも言う。植物。 [和名]ハマオモト
- ・長命草 : 植物。 [和名]ボタンボウフウ
- ・苧麻 : 「ブー」とも言う。植物。 [和名]カラムシ
- ・チンチンナー：鳥。 [和名]ヒバリ
- ・トーナチ : 植物。 [和名]ハスノハギリ
- ・トントンミー：海の生き物。 [和名]ミナミドビハゼ

【ナ行】

- ・ニガナ : 植物。 [和名]ホソバワダン
- ・ニンギリキョウ：「フェンネル」とも言う。植物。 [和名] ウイキョウ

【ハ行】

- ・ハマユウ : 「タビッキヤ」とも言う。植物。 [和名]ハマオモト
- ・バンジロウ：植物。「グアバ」の和名。
- ・ピー : リーフ（サンゴ礁）のこと。
- ・ピーヤシ : 植物。 [和名]ヒハツモドキ
- ・ブー : 「苧麻」とも言う。植物。 [和名]カラムシ
- ・フーチバー：植物。 [和名]ヨモギ
- ・フェンネル：「ニンギリキョウ」とも言う。植物。 [和名] ウイキョウ
- ・フニユ : 「クネンボ（九年母）」とも言う。植物。 [一般名]シークワサー

【マ行】

- ・マーニ : 植物。 [和名]クロツグ

竹富島地域自然資産協議会委員一覧

※順不同・敬称略

| | 区分 | 氏名 | 所属・役職等 |
|----|-------------|--------|----------------------------------|
| 1 | 学識経験者 | 池田 孝之 | 琉球大学名誉教授 NPO 法人沖縄の風景を愛さずる会理事長 |
| 2 | | 家中 茂 | 鳥取大学 特任教授 |
| 3 | 竹富島関係者 | 新田 長男 | 竹富公民館 館長 |
| 4 | | 上勢頭 篤 | 竹富島地域自然資産財団 代表理事 |
| 5 | | 島仲 彌喜 | 竹富地区区長 地権者代表 |
| 6 | 島内事業者 | 小底 芽依 | 島内観光事業者：水牛部門 |
| 7 | | 友利 勝 | 島内観光事業者：レンタサイクル部門 |
| 8 | | 新田 長史 | 島内観光事業者：民宿部門 |
| 9 | 関係団体 代表者 | 屋宜 靖 | 竹富町商工会会長 |
| 10 | | 大島 佐喜子 | 竹富町観光協会会長 |
| 11 | | 黒島 一博 | 八重山観光フェリー株式会社 代表取締役 |
| 12 | | 森田 安高 | 有限会社安栄観光 代表取締役 |
| 13 | | 丸尾 剛 | 石垣島ドリーム観光株式会社 代表取締役 |
| 14 | 町議会代表者 | 上勢頭 巧 | 竹富町議会議員 |
| 15 | 竹富町 | 山城 秀史 | 竹富町副町長 |
| 16 | | 佐事 安弘 | 竹富町教育長 |
| 17 | | 新城 賢良 | 竹富町 税務課長 |
| 18 | オブザーバー | 柳谷 牧子 | 環境省沖縄奄美自然環境事務所 国立公園課長 |
| 19 | | 山本 以智人 | 環境省石垣自然保護官事務所 上席自然保護官 |

事務局：竹富町自然観光課、（一財）竹富島地域自然資産財団、（株）水圏科学コンサルタント

竹富島地域自然環境保全事業及び自然環境トラスト活動に関する条例

令和元年6月21日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年6月25日号外法律第85号、以下「法」という。）に則り、入域料をその経費に充てて実施する事業又は自然環境トラスト活動を促進する事業を通じて竹富町内の自然環境を保全し、及びその持続可能な利用を推進することの重要性に鑑み、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し地域計画の作成等について定めることにより、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって竹富町（以下「町」という。）の地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地域自然環境保全事業」とは、町内の重要な地域において法第2条第1項の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で、町又は町が認める者が、自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、事業を実施する区域内へ立入る者から収受する料金（以下「入域料」という。）をその経費に充てるものをいう。

2 この条例において「自然環境トラスト活動」とは、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする法第2条第2項に掲げる町が認める者が、町内において実施する法第2条第2項第1号に掲げる土地の取得又は第2号に掲げる活動をいう。

3 この条例において「地域自然資産区域」とは、法第2条第4項の区域のことで、第1項の「地域自然環境保全事業」が実施される区域、又は前項の「自然環境トラスト活動」が行われる区域をいう。

4 この条例において「地域計画」とは、町内各地域の状況及び要請等を勘案し、法第4条第1項に基づき町が単独又は他の地方公共団体と共同で作成する計画のことで、法第4条第2項に掲げる事項、法第3条に基づき環境大臣及び文部科学大臣が定めた地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の第1の5に示している「地域自然環境保全事業に関する地域計画の内容」及び「基本方針」の第2の5に示している「自然環境トラスト活動促進事業に関する地域計画の内容」に則し、「地域自然環境保全事業」及び「自然環境トラスト活動」の両方、又は「地域自然環境保全事業」単独、若しくは「自然環境トラスト活動」単独で構成されるものをいう。

(協議会)

第3条 「地域計画」を作成するにあたっては、法第5条第1項により同条各項で掲げる構成及び役割の協議会を町が組織する。

(地域自然環境保全事業)

第4条 地域自然環境保全事業における入域料の収受は、「地域計画」に則し、「地域自然資産区域」への入域者から収受する。

2 入域料として収受する額は、「地域計画」に定めた額とする。

- 3 入域料の收受の場所及び方法は、「地域計画」に定めたものとする。
- 4 収受金の使途及び管理は、「地域計画」に定めたものとする。
- 5 入域料を求める対象者及び除外者は原則として、「地域計画」に定めたものとする。
- 6 計画期間は、「地域計画」に定めた期間とする。
- 7 事業の実施主体は町とする。町は、事業を円滑に運営するため、事業の全部又は一部を業務として他の団体又は組織等に委託することができる。
 - (1) 町が事業及び業務を委託するときは、「地域計画」の内容に則して必要な文書を作成し、委託先と取り交わす。
 - (2) 町は、委託した事業及び業務の実施状況、及び収受金の使途等を監理する。

(自然環境トラスト活動)

第5条 「自然環境トラスト活動」は、広く一般からの寄付を資金として行う。

- 2 寄付による資金調達方法は、「地域計画」に定めたものとする。
- 3 土地取得等の方法は、「地域計画」に定めたものとする。
- 4 取得の区域は、「地域計画」に定めたものとする。
- 5 計画期間は、「地域計画」に定めた期間とする。
- 6 事業の実施主体は、「地域計画」に定める町が認める者とする。

(地域計画の点検、更新や変更)

第6条 町は、「地域計画」に沿って行う事業及び活動等の実施状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の更新や変更を行うことができる。

- 2 「地域計画」の点検、更新や変更を行うにあたっては、町は単独又は共同で「地域計画」を作成した地方公共団体、事業等を委託している他の団体又は組織等と共同で、第3条の協議会と同様な構成の協議会を組織することができる。

(入域料の自然環境トラスト活動への充当)

第7条 収受した入域料のうち、法及び基本方針の内容を勘案し、限られた範囲内の額を「地域計画」に沿って自然環境トラスト活動にあてることができる。

(自然環境トラスト活動基金)

第8条 町は法第10条により自然環境トラスト活動基金を設けることができる。

(広報活動及び透明性の確保)

第9条 町は地域自然環境保全事業及び自然環境トラスト活動の促進のために積極的な広報活動に務めるものとする。

- 2 町は地域自然環境保全事業及び自然環境トラスト活動による資金の使途等について、積極的に広報活動を行い透明性の確保に努めるものとする。
- 3 町は共同で「地域計画」を作成した地方公共団体、事業等を委託している他の団体又は組織等に対して、地域自然環境保全事業及び自然環境トラスト活動による資金の確保及び使途等について、積極的な広報活動を指示することができる。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

第2次竹富島地域自然資産地域計画

令和6年8月

発行 沖縄県竹富町

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1

TEL:0980-82-6191 FAX:0980-82-6199
